

電源構成等の情報開示の義務化を求める意見書

平成28年4月からの電力小売全面自由化により、50kW契約以下の一般家庭や小規模工場・商店を含む国内全ての消費者が電力会社を自由に選べることとなり、供給側に影響を及ぼす選択肢を持つこととなった。

平成26年4月に実施された経済産業省の国民意識調査によれば、69%が「小売自由化を推進すべき」と答え、期待することとして、「電気料金の抑制」、「多様な料金メニュー」、「再生可能エネルギーが多いなど特徴ある電力会社を選べる」等が挙げられている。

一方、消費者の選択の自由を実質的に確保するための電源構成等の情報開示については、平成28年1月に経済産業省が公表した電力の小売営業に関する指針に、「ホームページ・パンフレット・チラシ等を通じて、電源構成の情報を開示することが望ましい」と記載され、事業者の努力を求めるのみにとどまっている。

さらに、指針作成を担った電力取引監視等委員会制度設計専門会合の中で強く要望のあった環境汚染物質の排出量、放射性廃棄物排出量の情報開示は、今後の検討課題とされ見送られた。

消費者は、電気料金の抑制のみならず、各家庭の選択が供給側に影響を及ぼすことにより、社会全体のエネルギー政策が持続可能なものとなることを望んでいる。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、消費者の選択の自由を実質的に確保するため、下記の事項を要望する。

記

- 1 小売電気事業者に対し、電源構成、CO₂排出係数、環境汚染物質排出量、放射性廃棄物排出量の情報開示を義務付けること。
 - 2 ホームページ・パンフレットのみにとどまらず、消費者が必ず目にする請求書に明示すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月28日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣

} あて